

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 4 1 号
件 名	皇室で女性、女系という理由だけで差別され、天皇になれないことを見直す意見書の提出について
要 旨	<p>次期天皇に誰になるかは次期総理大臣より重要な問題に係る国会論議の促進を求めます。</p> <p>悠仁様が御結婚できなかつたり、男子を授からなかつたりしたら、どうするのでしょうか。皇室で養子が欲しい人と養子になりたい人がいない。</p> <p>女性だとなぜいけないのでしょうか。女性差別で男系・男子限定では、時代錯誤、時代遅れでないのでしょうか。</p> <p>総理大臣や最高裁判所長官の任命、国会召集等、国民の幸福を祈る人がいなくなります。</p> <p>「立法府の総意として」与野党協議が数回行われ、女性皇族の婚姻後の皇族身分保持に関し、5野党でほぼ合意に達していたけれど、配偶者や子の扱い等で食い違いが生じ、賛否が分かれ、まとまりませんでした。皇室典範第1条の「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」を改正しなければ、国民が望むのとは違う天皇が誕生してしまう可能性が高いです。</p> <p>安定的な皇位継承や皇族数確保について、国会における論議を進め、一刻も早く、その総意を取りまとめるよう、強く要望してほしい。</p> <p>以上、皇室で女性という理由だけで差別され、天皇になれないことがないように、地方自治法第99条の規定により意見書を提出してほしく、陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和8年6月15日 総務常任委員会
受 理	令和8年5月7日 第48号